

補足説明資料 4-3 固体廃棄物搬出検査棟の貯蔵容量について

1. 貯蔵容量について

(1) 実運用については、製作した充てん固化体を搬出検査するまで検査待機エリアに貯蔵保管し、搬出検査後の充てん固化体は搬出輸送コンテナに収納し、搬出するまで搬出輸送コンテナエリアに貯蔵保管する。

(2) 貯蔵容量については、検査待機エリアの約 3,000 本（約 1,500 本×2年間）及び搬出輸送コンテナエリアの約 1,500 本を保管するため、約 4,500 本である。

（下図参照）

(3) 固体廃棄物搬出検査棟に貯蔵保管する充てん固化体は、貯蔵容量を超えないように管理する。

